

京都メカニズムの活用について（検討課題等メモ）

－事務局試案－

1 検討の趣旨等について

京都議定書により我が国に課せられることとなる6%の排出削減約束を達成するための取組み等については、地球温暖化対策推進本部（本部長：内閣総理大臣）において「地球温暖化対策推進大綱（平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定。以下「大綱」という。）」が決定されたところである。

政府においては、当面、大綱に規定する温室効果ガス別等の各目標に従い、各種の施策を推進することにより、当該排出削減約束を達成することとしているが、その際、大綱に規定する温室効果ガス別等の各目標のうち、第一約束期間（2008年～2012年）において仮に達成が十分見込まれる場合については、こうした見込みに甘んじることなく、引き続き着実に施策を推進するとともに、一層の排出削減を進めることとしている。

同時に、ステップ・バイ・ステップのアプローチを採っており、見直し時期（2004年、2006年）に排出状況等を評価し、必要な追加的施策を講じることとしている。

また、大綱においては、京都議定書の約束を費用効果的に達成するためには、京都メカニズムの利用が国内対策に対して補足的であるとの原則を踏まえつつ、これを適切に活用していくことが重要であるとの基本的な考え方の下、京都メカニズムも活用することによって、排出削減約束を達成することとしている。

このため、まずは、京都メカニズムの活用にあたって、当面必要となる体制等について検討を行うことが必要。

併せて、京都メカニズムに関する国際的な議論、他国における制度施策、取組みの実態等も踏まえつつ、2008年以降における京都メカニズムの本格的な機能の実施に備え、これを活用するために必要となる制度の在り方等についても検討を行っていくことが必要である。

2 検討すべき課題等

本検討会での議論の参考として、現時点で検討すべきと考えられる課題等について、おおまかに整理すると以下のとおり。

これら課題等については、国際的な状況、取組みの実態・実例等が十分蓄積されない限り、結論等を得ることは困難であるものの、最低限の基盤整備等を行う観点から、特に ～ については、早期に議論を進めていくことが必要。

なお、議論を進めるに当たっては、具体的な事案に関する調査等も踏まえながら行うことが重要。

京都メカニズム活用に関する基本的な考え方、戦略等

(1) 活用における基本方針、基本認識等

京都議定書の約束を費用効果的に達成するため、どのような方針、認識に基づいて京都メカニズムの適切な活用を図るべきか

クレジットの獲得をどのような方針の下に進めていくべきか（クレジットの早期獲得など）

費用効果的に遵守を達成する観点から、どのようにクリーン開発メカニズム（CDM）・共同実施（JI）・排出量取引の組み合わせを考えていくべきか。（CDM・JIなどのプロジェクトタイプ・メカニズムの意義、位置付け等）

CDM/JI事業の政府承認体制の整備

(1) CDM・投資JIについて

(ア) 体制整備に当たって一般的に留意すべき点

政府承認手続を整備するに当たり、留意すべき点としてどのようなものが考えられるか。

(イ) 承認基準の設定

CDM・投資JIのそれぞれについて、どのような基準・考え方に基づき承認手続を整備すべきか。

(2) ホストJIについて

(ア) ホストJIの受入についての基本的考え方、受入の承認基準、条件等
ホストJIは、我が国の保有する割当量の移転を伴うものであることから、受入に当たっては、国内事業者が行う国内での削減事業との均衡を考慮する必要がある。この点も踏まえると、そもそも我が国として、どのような条件、基準等を満たす事業をホストJIとして承認すべきか。(受入の是非等を含めた基本的な考え方)

(イ) ホストJIを受け入れる場合に必要となる体制

ホストJIを受け入れる場合にどのような体制整備が必要となるか。

国際的なスケジュール等

- ・ CDMについては、2000年以降の削減クレジットが、JIは2000年以降の事業について、2008年以降の削減クレジットが認められる。
- ・ 早期CDM(2001年11月9日までに開始されたCDM)については、2005年末までにCDM理事会に登録申請を行った場合、2000年以降の削減クレジットが認められる。なお、これ以降にCDM理事会に申請された早期CDM事業及び早期CDM事業以外のCDM事業は、登録日以降の削減分がクレジットとして認められる。
- ・ 小規模CDMに係る簡易な手続、ベースライン・モニタリング手法等の詳細については、COP8(2002年11月)に決定される予定。

国別登録簿の体制整備

(1) 国別登録簿の整備に当たって一般的に留意すべき点

国別登録簿を整備するに当たり、留意すべき点としてどのようなものが考えられるか。

(2) 国別登録簿でのクレジット登録管理の在り方等

(ア) クレジットの登録管理を適正に行うためには、どのような体制が必要となるか。

(イ) クレジット登録管理を行うに当たり、管理者と申請者の間でどのようなルール(契約等) 手続等が必要となるか。

クレジットの国際制約(不遵守の際の移転停止、約束期間リザーブによる取引制約、クレジットの種類に応じたバンキング制限等)について、クレジット保有者との関係は、どのように調整されるべき

か。

(3) 国際ルール策定における留意点

COP8において、国別登録簿の技術標準に係る議論が進められるに当たり、どのような点に留意すべきか。

国際的なスケジュール等

- ・ 国別登録簿の技術標準についての議論は、S B S T Aでの議論(2001年6月)を経てC O P 8(2002年11月)に決定される予定。
- ・ 早期C D M事業のクレジットは、早ければ2003年内には、発行される可能性がある。その後C D Mによるクレジットが逐次発行。
- ・ J Iによるクレジットの発行、国際排出量取引によるクレジット移転は、原則2008年以降。

その他の京都メカニズムの活用に必要な施策等について

(1) クレジット獲得・備蓄等のための施策等

クレジットの獲得・備蓄等を行うための手法としてどのような措置、施策等が考えられるか。

- (ア) 国が行っているODAや既存の予算事業(例：フィージビリティ調査等)をどのように活用していくべきか。
- (イ) 国が支援等を行った分に相当するクレジットを国が獲得する場合等の一般的な配分ルール等をどのようにすべきか。

(2) 民間事業者等による活用の支援等に必要な施策

民間事業者等による京都メカニズム活用を支援等するため、具体的にどのような施策を講じることが必要か。(どのような情報(例：技術的指針など)を提供することが必要か、政府はどのような交渉支援策等を講じるべきか等)

(3) 相手国政府の理解促進等に必要な施策

- (ア) 相手国政府における京都メカニズムに関する理解促進等に向けて具体的にどのような施策を講じていくべきか。
- (イ) 相手国政府が京都メカニズムの参加資格を満たすことができるよう、具体的にどのような施策を講じていくべきか。

(4) 運営組織及び独立組織への支援策

我が国の事業者等が、CDM・JIによるクレジットの第三者認証を行う運営組織及び独立組織に指定を受けることができるため、具体的にどのような施策を講じていくべきか。

(5) その他京都メカニズムの円滑な活用策の在り方

(1) ~ (4) に掲げるもののほか、京都メカニズムの円滑、適正な実施等を図るために、どのような施策を講じていくことが適当か。

(6) 国際ルール策定における留意点

ベースライン、モニタリング手法、小規模CDM手続等に関する国際的な議論が進められるに当たり、どのような点に留意すべきか。

2008年以降の本格的な機能の開始に向けて必要となる制度の在り方等

(1) 本格的な機能の開始に向けて必要となる制度・施策

国際排出量取引によるクレジットの移転など、2008年以降における京都メカニズムの本格的な機能の開始に向けて、どのような制度、施策等を設けていくべきか。

その他検討が必要な事項

(1) クレジットの位置付け、性格等

民間事業者、国等が保有することとなるクレジットの位置付け、性格を法律、会計上どのように位置付けていくべきか。